

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることが可能である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>①課税限度額については、「医療保険制度改革骨子」（平成 27 年 1 月 13 日）において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成 28 年度においては、基礎課税額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者等支援金等課税額の上限額を 17 万円から 19 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。</p> <p>平成 29 年度においては据え置きとしたが、平成 30 年度においては、中間所得者層の負担に鑑み、基礎課税額を 54 万円から 58 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。</p> <p>②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の基準となる金額の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。</p> <p>平成 30 年度においては、2 割軽減の軽減判定の基準を 49 万円から 50 万円に、5 軽減の軽減判定の基準を 27 万円から 27.5 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。</p>
ページ	12—3